

一般財団法人松原奨学財団の申込手続きについて

一般財団法人松原奨学財団奨学金は、返還の必要がない給付奨学金です。応募を希望する方は本レジュメおよび奨学金ガイド参照ページをよく読み、申請手続きを進めてください。

1. 応募要件について

- (1) 年齢要件（学部に指定はありません。）

日本国籍を有し学部2年～3年に在学する者で出願する年の4月1日において満23歳未満であること

- (2) 成績要件及び収入要件を満たしていること。（4. 選考の基準について参照）

- (3) 経済的に困窮し、学資の支弁が困難と認められる者（4. 選考の基準について参照）

- (4) 心身ともに優れている者

2. 給付額と給付方法について

- (1) 給付額：月額3万円（年間36万円）

- (2) 給付方法：年間給付額を2回に分けて本人名義の預金口座に送金し、給付します。

【第1回】7月（4月～9月分）【第2回】12月（10月～3月分）

3. 給付期間について

- (1) 2年間

4. 選考の基準について

- (1) 学業成績基準：通算GPA値で3.0以上である者から総合的に選考します。

- (2) 家計基準：世帯収入の基準は、給与所得者の場合は800万円未満、給与所得者以外の場合は400万円未満

※原則、学業成績と生計維持者の収入証明書類をもとに総合的に審査します。

5. 他奨学金との併願・併給について

- (1) 併願について

・他の給付奨学金・授業減免制度との併願は可能ですが、奨学金ガイドP6・7に記載されている財団奨学金との併願を希望する場合は、2つ以上の財団の推薦者となることはありません。奨学金ガイドP6・7に掲載されている財団奨学金より優先的に選考を開始します。
・

- (2) 併給について

他の給付奨学金との併給可否は以下のとおりです。

- ・大学独自給付奨学金（推薦制を除く）：併給可
- ・日本学生支援機構給付奨学金（授業減免含む）：併給可
- ・財団奨学金（奨学金ガイドP6・7参照）：併給不可（併願は可）

6. 提出書類

(1) 奨学金願書

写真1枚を貼付（カラー、上半身正面、応募前3ヶ月以内撮影、横3.0cm×縦4.0cm）

(2) 学長、指導教員等の推薦書

(3) 生計維持者（原則父母）の前年所得証明書

大学ホームページに掲載されている、奨学金ガイドP15～16 (1) 生計維持者の収入に関する書類を参照し、該当する証明書類を提出してください。

※無収入の場合も必ず証明書類を提出する必要があります。

(4) 在学証明書

(5) 成績証明書

7. 提出方法と提出期限

【提出方法】 郵送のみ。

※必ず送達記録のつく方法（簡易書留、特定記録など）で送付してください。また提出期限は必着です。期限に遅れた場合は、推薦できませんのでご注意ください。

【送付先】 〒180-8633 武藏野市吉祥寺北町3-3-1

成蹊大学 学生部 松原奨学財団 担当宛

【提出期限】 4月7日（木）<必着>

8. 注意事項

- (1) 選考は、学業成績・収入状況等を総合的に審査して、本学の推薦者を決定します。
- (2) 本学から最大3名を推薦しますが、松原奨学財団での審査があるため、本学の推薦者となつた場合でも不採用となる可能性があります。
- (3) 奨学金の給付を受けた奨学生は、給付後「奨学金受領書」および「生活状況報告書」を代表理事宛に提出する必要があります。